

日本の奨学金はこれでいいのか！

奨学金という名の貧困ビジネス

奨学金問題対策  
全国会議「編」

あけび書房



9784871541176



1923036016007

ISBN978-4-87154-117-6

C3036 ¥1600E

定価 本体1600円+税

あけび書房

日本の

奨学金は

これで

いいのか！

奨学金という名の

貧困ビジネス

奨学金問題対策全国会議「編」

伊東達也、岩重佳治、大内裕和  
藤島和也、三宅勝久 著

あけび書房

## 三宅勝久 (みやけ かつひさ)

ジャーナリスト

1965年岡山県生まれ。フリーカメラマンとして中南米・アフリカの紛争地などを取材、山陽新聞記者を経て2002年からフリージャーナリスト。「債権回収屋G—野放しの闇金融」で第12回『週刊金曜日』ルポルタージュ大賞優秀賞受賞。2003年、同誌に連載した武富士批判記事をめぐって社から1億1000万円の賠償を求める訴訟を起こされ、最高裁で勝訴確定。不当訴訟に対する損害賠償を同社と創業者の武井保雄氏から勝ち取る。

著書に、『サラ金・ヤミ金大爆発—亡国の高利貸』『悩める自衛官—自殺者急増の内幕』『自衛隊員が死んでいく—“自殺事故”多発地帯からの報告』（いずれも花伝社）、『武富士追及—言論弾圧裁判1000日の闘い』（リム出版新社）、『自衛隊という密室—いじめと暴力、腐敗の現場から』（高文研）、『債権は眠らず—サラ金崩壊時代の収奪産業レポート』（同時代社）、『日本を滅ぼす電力腐敗』（新人物文庫）など。近刊に『自衛隊員が泣いている—壊れゆく“兵士”の命と心』（花伝社）など。

### 日本の奨学金はこれでいいのか！

2013年10月25日 第1刷発行

2015年2月20日 第3刷

編者—奨学金問題対策全国会議

著者—伊東達也、岩重佳治、大内裕和  
藤島和也、三宅勝久

発行者—久保 則之

発行所—あけび書房株式会社

102-0073 東京都千代田区九段北1-9-5

☎ 03. 3234. 2571 Fax 03. 3234. 2609

akebi@s.email.ne.jp <http://www.akebi.co.jp>

組版／アテネ社 印刷・製本／藤原印刷

ISBN978-4-87154-117-6 C3036

## 大内裕和 (おおうち ひろかず)

1967年生まれ。

現在、中京大学国際教養学部教授（教育学・教育社会学専攻）。関心領域は「貧困と教育」、「社会階層と教育」、「教育の新自由主義」など。新自由主義グローバリズムによる若年層の貧困化や中間層の解体現象に最近では強い関心をもつ。北海道・札幌の教員との会話と講義で教える学生の実態から奨学金問題の重要性に気がつく。

奨学金問題対策全国会議共同代表。

著書に、『教育基本法改正論批判』（白澤社）、『愛国心と教育』（日本図書センター）、『民主党は日本の教育をどう変える』（岩波ブックレット）など。

## 藤島和也 (ふじしま かずや)

1985年北海道生まれ。高校を卒業後、私立北星学園大学に進学し奨学金とアルバイトで大学に通う。その後、学費捻出のために2年間の休学を経て、私立北海学園大学の夜間部へ編入。大学卒業後は奨学金を研究テーマに北海道大学の大学院へ進学。現在は2013年度後期の学費を捻出できないため、退学を視野に含め休学し、求職活動中。奨学金の負債総額は1000万円を超える。

現在、北海道大学大学院生（修士2年）、北海道学費と奨学金を考える会「インクル」代表。

ブログ：「奨学金返済難民のための基礎知識」

<http://digital-uni.hatenablog.com>

本学生支援機構が貸与する奨学金という名の借金とはまったく性質の異なるお金です。借金はお金で返済しなければなりません。学費の無心への返し方はお金に限らず、社会へ立派に巣立つことでも思返しになります。事実上の給付型奨学金です。

学生が大学で学ぶことは私的なことではなく、公的なことです。だからこそ第三者からの支援を受けることは恥ずべきことではないのです。

自助努力に限界を感じた学生は、人に支援を求めましょう。お金のある大人もそうした学生を助けましょう。学費の問題は学生にとってはとても大きな問題ですが、実は支援してくれる人もいるし、それぞれの学生の事情を汲んだ形で解決できる問題なのです。

そして、一人でも救われる学生が現れて、いつかその学生が他の学生を救うような活動が日本中のあらゆるところでおこなわれれば、この国の高学費、低支援体質は変化すると思います。

社会に向けて声を上げることは辛いことかもしれませんが、周囲に実情を話し、少しずつでもいいので助けてもらいましょう。

私から読者の皆さんへのメッセージは「学生よ、助けられよう！」です。学費を無心することは恥ずべきことではないのです。

岩重 本日は長い時間ありがとうございました。

## 資料編

# 奨学金問題対策全国会議規約

## 第1条 (名称)

本会は、奨学金問題対策全国会議と称する。

## 第2条 (対象)

本会は、奨学金と学費に関する問題をひろく活動の対象とし、日本学生支援機構の奨学金のみならず、自治体の奨学金その他、名称の如何を問わず学費のための貸付金・給付、学費、及びこれに関する学生支援制度の問題全般を取り扱うものとする。

## 第3条 (目的)

本会は、

- 1 奨学金（名称の如何を問わず学費のための貸付金・給付全般を言う。以下、同様）トラブル・被害の相談及び救済
- 2 奨学金、学費、及びこれに関する学生支援制度の実態調査
- 3 奨学金制度、学費及びこれに関する学生支援制度についての調査・研究
- 4 真に学びと成長を支える奨学金制度・学費その他学生支援制度改革の意見表明・立法運動
- 5 第1項ないし4項の課題についての諸団体との連携
- 6 第1ないし5項の課題に対する情報交換並びに教育

を図ることを目的とする。

## 第4条 (運動計画)

本会は、

- 1 奨学金トラブル・被害に関する法的支援を含む相談・救済活動
- 2 奨学金制度改革、学費及びこれに関する学生支援制度に関するシンポジウム、研究会、集会等の開催
- 3 第1項、2項の課題についてのパンフレット、報告書等の作成、配布
- 4 適宜立法、行政等に対する具体的運動
- 5 その他、以上の目的を達成するのに必要な活動を行なう。

## 第5条 (構成員)

本会は、個人会員（学者、弁護士、司法書士、その他本会の目的に賛同する個人）をもって構成する。

ただし、本会の目的に明らかに反すると認められるものは除く。

## 第6条 (入会)

本会への入会は、入会申込書の提出と会費を添えて行ない、事務局会議の承認を得るものとする。なお、全国クレジット・サラ金問題対策協議会の会員以外の入会に

は、本会の会員2名の推薦を必要とする。

## 第7条 (役員)

本会は、代表2名、副代表若干名、幹事若干名、事務局局長1名、事務局次長若干名、会計監査役1名を置くこととする。役員は兼任できるものとする。

## 第8条 (任期)

- 1 役員は会員総会で選任される。
- 2 役員は任期は1年とし再任を妨げないものとする。

## 第9条 (意思決定)

- (1) 会員総会は出席者の過半数の議決により役員を選任・解任、決算の承認、目的の変更、規約の変更と解散の意思決定を行なう。
- (2) 会員総会は、年1回開催され、代表がこれを招集する。
- 2(1) 事務局会議は、代表、副代表、幹事、事務局局長、事務局次長、で構成する。
- (2) 事務局会議は、事務局局長により随時招集され、本会の運営、情報交換並びに必要な運動を議決する。議決は出席者の過半数により行なう。会員は、代表に対し事務局会議の招集を求め、また自由に事務局会議に参加し、発言をすることができる。

## 第10条 (事務局長らの職務)

- 1 事務局次長並びに幹事は、全国の会員の名簿の作成、会員間の連絡、情報の交換並びに会計を担当し、事務局

局長はその補佐をする。

- 2 監査役は、会計監査を行ない、総会に報告する。

## 第11条 (退会)

会員はいつでも退会することができる。

## 第12条 (除名)

事務局会議は、本会の趣旨・目的に反する行動を行なった会員に対し、弁明の機会を与えた上で、退会勧告をし、又は除名することができる。

## 第13条 (会計)

本会の会計は、会員からの下記年会費、任意の寄付金並びに本会発行の各種出版物の販売代金等をもって充てる。

弁護士・司法書士：1口5,000円

学生：1口500円

その他会員：1口2,000円

## 第14条 (事務局)

本会の事務局は東京市民法律事務所（東京都中央区銀座6-12-15 いちご銀座612ビル7階）に置く。

## 第15条 (個人情報保護)

本会は、個人情報保護のため、会員名簿並びに役員名簿は外部に公表しないものとする。

## 第16条 (附則)

本規約は、平成26年4月13日奨学金問題対策全国会議会員総会の承認により発効するものとする。

# 入 会 申 込 書

平成 年 月 日

奨学金問題対策全国会議 御中 (FAX 03-3571-9379)

私は奨学金問題対策全国会議へ入会を申し込みます。入会申込にあたり、年会費（弁護士・司法書士5,000円、一般2,000円、学生500円）を下記口座に振込の上、同会議の規約（裏面）を遵守することを誓います。

☆クレサラ対協の会員以外の方は奨学金問題対策全国会議会員2名の推薦が必要です。

1 申込人	ふりがな			
	氏 名	㊞		
	住 所 (連絡先)	〒		
	職 業 (所属団体)		年会費振込日	平成 年 月 日
	TEL FAX		メールアドレス	(入会承認後メールリングリストに登録します)
推薦人	ふりがな			
	氏 名	㊞		
	住 所 (連絡先)	〒		

推薦人	ふりがな		
	氏 名	㊞	
	住 所 (連絡先)	〒	

年会費振込先	みずほ銀行 銀座通支店 普通預金 口座番号 2342448 名義 奨学金問題対策全国会議
--------	---

## 入会承認通知

貴殿の入会は、事務局会議で承認された後、ML登録をもって入会承認通知に代えさせていただきます。

奨学金問題対策全国会議

代表 大内裕和 伊東達也

<申込書送付先> 以下まで、郵送またはFAXでお願い致します。

〒104-0061

東京都中央区銀座6-12-15 いちご銀座612ビル 7階

TEL 03-3571-6051 FAX 03-3571-9379

東京市民法律事務所 弁護士 岩重佳治 宛

万円を下らないと思われる高級高層ビルに入居しています。法科大学院の高額な授業料と司法修習生の給費制中止によって多くの若手弁護士が「奨学金」や「修習資金貸与」から多額の借り入れをしているなかで、日本学生支援機構の顧問弁護士たちは「奨学金」取り立てパブルと言いたくなるような活況を呈しているかもしれません。

### 一括繰上げ請求の恐怖

これまで紹介してきた例は、いずれも貸与を受けてからほぼ10年以上が過ぎて問題が表面化したものです。月賦や年賦による分割払い計画のうち、元本の返済期日がすべて到来していたり、すべてではなくてもほとんど来ているという場合です。長年かかって不良債権化した後に、支払督促や裁判で回収をはかるというものでした。債務者の年齢は概ね30歳以上で、社会に出て働いている人たちです。

ところが最近、貸与終了からさほど年月が経っていない20歳代の若い人も、過酷な取り立てに遭っていることがわかりました。大学を出てものの3年ほどで何百万円を一括請求されるといふ事態が頻発しているのです。

2012年の9月、東京地裁の法廷で日本学生支援機構が都内の男性Jさん(27歳)を訴え

た裁判が開かれました。傍聴できなかったので、以下は後日、訴訟記録を確認して知った内容です。訴状によれば学生支援機構の請求内容はこうです。

#### 請求内容

- 1 211万7352円
- 2 元本185万7333円に対する年10%の延滞金(2012年2月28日から支払い済みまで)

筆者が驚いたのは、「請求内容1」にある約212万円の内訳です。次のように書かれています。

- ① 金19万2667円 返還期日経過元本小計額
- ② 金185万7333円 一括繰上げ返還すべき返還期日未到来小計額

返還期日経過元本とは、すでに支払い期日がきているのに払っていない元本のことです。それが19万円とあります。一方で返還期日がまだきていない元金は185万円です。返済開始からまだそんなに経っていないことは明らかです。

訴訟記録を読み進めると、やはりそうであることがわかりました。

Jさんは2005年4月から2009年3月まで大学に行き、その4年間に月額5万円の「奨学金」を借りています。有利子の第二種で、金利は年1・58%。返還計画は、貸与が終わって半年目の2009年10月から始まり、毎月1万3293円ずつ168回（14年間）にわたって払うというものでした。

すなわち、200万円以上を一括で払えという裁判を起こされたのは貸与終了から3年半、支払開始から3年しか経っていないときのことだったので。

185万円と利息を14年かけて払うはずだったが、返済開始から3年で一括請求です。乱暴な取り立てに思えます。いったい何を根拠にそんなことができるのか。訴状にこんな一文をみつけました。

（独立行政法人日本学生支援機構施行令第5条4項により、割賦金の返還を怠ったものに対しては、原告が指定する期日までに返還期日未到来分を含む返還未払額の全部を一括に返還させることができる定めであるところ……）

滞納した者については一括繰上げ請求ができる、いわば「一括繰上げ請求条項」が日本学生支援機構法施行令第5条4項にあり、それに基づいた措置だということです。

日本学生支援機構のホームページに「一括繰上げ請求」の説明がありました。

#### ●機関保証の場合

延滞が続いた場合、次のような督促を行うこととなります。

- (1) 一括返還請求：返還期限が到来していない分を含め、返還未済額の全額、利息および延滞金を返還していただきます。
- (2) 代位弁済請求：本機構から保証機関（公益財団法人日本国際教育支援協会）に対し、返還未済額の全額、利息および延滞金について請求を行います。
- (3) 保証機関からの請求・督促：代位弁済がなされた場合、（公財）日本国際教育支援協会から、代位弁済額の一括請求を行います。
- (4) 強制執行：返済に応じない場合は、（公財）日本国際教育支援協会が強制執行にいたるまでの法的措置を執り、給与や財産を差し押さえます。

なぜか「個人保証の場合」については同様の説明はありませんでした。

ところでこの5条4項について調べるうちに、筆者はある疑問を覚えました。それについては後述します。

Jさんの裁判に戻りますが、彼が支払う努力を続けてきたことは「返還期日経過元本小計額19万2667円」という数字から想像できました。5条4項を適用されて最初に一括請求されたのは2012年2月8日。もともとの返済開始時期は2009年10月です。すなわち2年4か月+26か月後です。この間、もしまったく払っていないのであれば、1万3300円×26か

月々34万5800円の元金が未払いになっているはずですが、実際には残元金は約19万円です。つまり、15万円分の元金は返していることがわかります。支払い回数にして12回以上。少なくとも1年間は払っています。利息や延滞金があるのもっと多くの金額を払ったとみてよいでしょう。Jさんは返済をしていました。ところがなんらかの事情があつて、途中から払えなくなったに違いありません。

Jさんは弁護士に依頼せず、自分で訴訟に対応しています。そして、ほとんど実質的な審議もなく和解をしています。その和解内容にあらためて驚きました。

支払い総額は222万5117円。最初より増えています。一括請求した2011年2月から和解が成立した9月まで約半年間について、残元金185万円に対する年10%の延滞金(10万円あまり)を算入した結果です。延滞金と利息・手続き費用だけで37万円もの金額が元金の上に加算されてしまいました。和解とは、その222万円あまりを、毎月1万円ずつ222回にわたって返していくというものでした。実に19年6か月です。そして、返済金は延滞金から充当するという方針も和解書に書かれていました。まるまる3年間は延滞金と利息を払い続けなければなりません。

無事19年間、毎月1万円を払い続けていくことができれば幸運です。もし、支払いが滞るようなことがあればどうなるか。和解書にはこんな記述があります。

(分割金の支払いを怠り、その額が2万円に達したときは、被告(Jさん)は当然に期限の利益を失い、原告(支援機構)に対し、既払い額を控除した残金(残元金)及び10%の遅延損害金(延滞金)を付加して一時に支払う)

二度滞納した時点で再び一括請求するぞ、残元金に10%の延滞金をつけるぞ、と日本学生支援機構は言っているのです。延滞金・利息37万円を払い終わる前に、もしなんらかの事情で2万円を滞納してしまえば、残元金185万円は1円も減らないまま、10%年18万5000円の延滞金が増えていくというわけです。

まさに「債鬼」というべき容赦ない取り立てではないでしょうか。

### 難病で貧困でも容赦なし

もうひとつ別の事件を訴訟記録からみてみます。こちらは、難病で貧困状況にあるにもかかわらず容赦なく取り立てた例です。

都内のL子さん(26歳)は、2006年4月から2010年3月までの4年間、毎月10万円、合わせて480万円を日本学生支援機構から借りました。年利1・089%の第二種です。返還は2万2373円の240回払い、2010年10月から2032年9月まで20年をかけて返

：財源確保については政府において対応されるものであるが、機構においては、例えば、返還者が延滞の際に課せられる延滞金を回収のための特別の経費として充てることや、同じように返還金の一部を回収のための経費として充てるといった方策も含めて、回収のための財源の確保について、関係機関との協議を進め、実現を図ることが望まれる。

延滞金を回収費用に充てろ。早い話がそう言っているわけです。回収現場でなぜかたくなに延滞金にこだわるのか、その理由が透けてみえるように思います。

日本学生支援機構の会計資料によれば、2010年度の利息収入は232億円、2011年度275億円、2012年度318億円。延滞金収入は2010年度37億円、2011年度が41億円、2012年度43億円と増加傾向にあります。

利息・延滞金で年間360億円(12年度)もの収入です。そして、日本学生支援機構の説明によれば、これらのお金の行き先は「経常収益」、つまり「儲け」に計上されています。特に延滞金のほとんどは「雑収入」です。つまり、延滞金の回収にいくら励んだところで「原資」とは何の関係もないのです。

むしろ、延滞金に固執すれば原資の回収は遅れます。回収金はまず延滞金と利息に充当するという方針を実行しているからです。もし、本当に原資を回収して不良債権を減らしたいというのであれば、元本から回収すべきです。それをしないのは、「利益」こそが回収強化の真の狙いだからではないでしょうか。なお、2012年度の総利益は39億円、純資産は前年度29億円増の561億円です。

360億円にのぼる延滞金と利息収入。利息の大半は財政融資資金という政府から借りた金の利払いに充てられます。「日本学生支援機構債」などを発行して債券市場から集めた資金が財源です。もうひとつの金の行き先が、銀行と債権管理回収業者(サービサー)です。2010年度期末で民間銀行からの借入残高は約1兆円で、年間の利払いは23億円にもなります。2011年度は18億円、2012年度は16億円。2013年8月現在の銀行借り入れ残高は4580億円です。また、サービサーへの委託状況は次のとおりです。

2010年度はエム・ユー・フロンティア債権回収会社と日立キャピタル債権回収会社が延滞債権回収業務を受託。エム社が8938万円(回収額14億3533万296円)、日立が1億5240万円(同13億6037万8452円)を売り上げています。2012年度の実績は、エム社の売り上げ1億3471万円(同20億3927万9475円)、日立が1億7826万円(同21億9545万3081円)です。

銀行やサービサーのみならず、訴訟を担当する弁護士にとっても大きなビジネスチャンスです。支援機構の顧問弁護士・弁護士法人は10人(法人)足らず。すべて随意契約です。この人数で、年間1万件の支払督促のうち、職員が代理人をしているものを除くすべてを処理しています。関東一円の取り立てを一手に引き受けている熊谷綜合法律事務所は、月の賃料が200